

IADL 報告

中東情勢についてのアラブ法律家協会 とハサン・ジュニ氏 (IADL) による声明

(2015 年 IADL BUREAU パリ会議にてアラブ法律家協会 ALU・Hassan 氏配布文書
— INTERJURIST No.187 「笹本報告」p.5 参照 —)

アラブ地域は、その置かれた地理的位置付けとその天然資源のために、これまで一貫して世界の中心で衆目を集め、それ故に17世紀以降に始まる植民地大国間の紛争の中心であった。また現に今日においてもそうである。

二十世紀の前半は、植民地時代の名残を払拭し第三世界諸国の上に課された諸々の制限の下で建設と発展に注意を振り向けようと努めるアラブ地域とアフリカ (のそれ) を含む、解放運動の舞台であった。

2003年は、米国がこの地域の諸国に民主主義のモデルを提供するという口実の下にイラクに侵攻し宗派間の、宗教的な、又人種間の紛争を引き起こしておいてイラクを立ち去ったときには、伝統的な形の - 現地に軍隊がいるという - 植民地主義の復活が兆す舞台となったのであった。その結果、この地域にテロリズムが植えつけられ、当時のソビエト連邦の駐留に対抗して行われた米国の戦争の間にその米国によってアフガニスタンで創設し又は支援された組織が成長する機会を与えられたのである。これこそがアラブ地域の「アル・カーイダ」となるのである。

テロリズムは民主主義にかこつけつつシリアで蔓延した。多くのアラブ諸国や欧州の諸国が、財政面と武器供与面で彼らの言う「シリア革命」なるものを競って支援した。もしもシリアがこの地域の発展のためにこれらの資金を活用していたならば、民主主義は世界のその地域で導きの星となっていたことであろう。

アラブ諸国の国民や世界が言うところの「チュニジア及びエジプトのアラブの春革命」を遂行していたその当時、米国とその同盟諸国は、ムスリム同胞団がテロリズムの歴史を引き続き追求していたにも拘わらず、これに力を貸して権力を手中に収めさせるのに最大の役割を演じたのである。チュニジアやエジプトの国民は、ムスリム同胞団がもつばら他の党派や宗教信条を排除するばかり

りでその権力の座に居座り続けることを拒絶したのである。ムスリム同胞団は、チュニジアやエジプトの富を食いつぶしかつ浪費したのである。大衆は、エジプトでその計画を順調に遂行し、種々のセクトの全てとともに、このファシスト政権を孤立させ自由、民主主義、及び国家建設への自らの道のりの地図を確定したのである。エジプトの大衆のこの意思を支援するどころか、欧州諸国の一部と米国は、この大衆の運動とその意思に制限を課したのであるが、しかし、自らの意思の実現を強く主張し続けるエジプト国民を面前にしてたじろいだものである。

チュニジアのカルテット[訳注；「チュニジア国民対話カルテット」ジャスミン革命後、多元主義・民主主義の考えを基礎に政治宗教の抗争においてその対話を仲介し平和裡に政権移行を行う努力を行った4つの団体を指す。2013年夏に結成。2015年ノーベル平和賞受賞]は、チュニジアの政治的コンセンサスの枠組みを創り出すことに成功した。以上述べた事の一切にもかかわらず、テロリズムは、今なお、財政、武器供与、及び後方支援とともにシナイ半島全域とチュニジアで跋扈している。テロリズムは、今や、フランスにまで及んでいる — 犠牲となった一般市民に対して衷心より哀悼の意を表す。

われわれはリビアにも目を向けなければならない。リビアでは、NATO軍が既存の政権を打倒しものこの国を「ダーイシュ(Da'ish)」(いわゆる「イスラーム国」のこと) 組織や他のテロ集団の手に委ね[訳注；Daash、ISIS、ISILはいずれも同一組織でいわゆるIS(過激派組織イスラム国)]これによってこの国を分断し、リビアが国有していた武器によってエジプトやチュニジアという近隣諸国に脅威を与えることになったのである。NATO諸国はテロリズムの手中にこの地域を委ねることになり、テロリズムはそのレゾン・デートルを求めて時あるごとに欧州のNATO諸国にまで広がっているのである。

イエメンはかつてこの状況から目を背けはしなかったが、この度は、アラブの指導層もそのイエメンの覚悟と同じ考えに支えられている。その結果、イエメンの国民は、目下、内部抗争と分裂という反動に苦しんでいる。

なかんずく、パレスチナは、今なおイスラエルの占領下にあり、その活動に対して国際社会はその事実を目撃しながらも沈黙を守り通している。

以上述べたところに拠り、

われわれは、人と民族の核心的問題を擁護する長い闘いの歴史の中に一貫して流れており、国際諸条約に明記されている法と道義に身を委ねることこそがその責務である、法律家として、次のことを通じてとりわけアラブ地域の目下の状況の下で、この道をひたすら歩み続けることを力説しつつ：

- 1- イスラエルによる占領、占領したパレスチナとゴラン高原及び南レバノンにおける諸々の策略、及び入植地の設置を糾弾する。
- 2- アラブ諸国におけるあらゆる形態の侵略と外部からの国内問題への介入を糾弾する。
- 3- テロリズムと資金供与、武装、メディア提供、及び領域を通過せしめかつ基地を貸与することによってテロリズムを支援している諸国を糾弾する。
- 4- テロリスト、人種差別主義者、及び党派的かつ民族的扇動目的のために宗教を利用することを糾弾する。
- 5- 一般市民や非軍事的文化的資産及び施設に対する攻撃を糾弾する。
- 6- われわれは、民族の自決権を尊重することをまたその領土主権を尊重することを要求する。
- 7- われわれは、テロリズムと闘うための真の同盟を創造するために全世界のすべての進歩的勢力の全努力を結集することを要求する。
- 8- われわれは、国際法原則と国際的規範を尊重することを要求する。

(署名) HASSAN Jouni (IADL)

(同) LAUIO Mobask (ALU)

(訳：前高岡法科大学法学部・同大学院教授 城山正幸)